

第425回岩手海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和3年4月23日（金）
- 2 開催年月日 令和3年5月19日（水）午後1時30分から午後2時23分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館5階大会議室
- 4 出席者

委員（11名）

大井誠治会長、渡部容子委員、熊谷正樹委員、砂田光保委員、小川原泉委員、
亙理榮好委員、平井俊朗委員、三田地和彦委員、藏徳平委員、湊謙委員、
皂健一郎委員

[欠席4名：菅野信弘委員、八木橋美紀委員、金澤秀男委員、斎藤千加子委員]

岩手県

山口水産担当技監兼水産振興課総括課長、阿部漁業調整課長、野澤振興担当課長、
小川特命課長、遠藤主任主査、山根技師、大内技師、田代技師、
中井沿岸広域振興局水産部長、赤平大船渡水産振興センター所長、
森山県北広域振興局水産部長、志田宮古水産振興センター水産振興課長、
筒井漁業取締事務所長、稲荷森水産技術センター所長

事務局

前川事務局長、日向事務局次長、田中主査

傍聴者

なし

報道関係者

朝日新聞社 大西

5 委員会の議事

第1号議案 知事許可漁業の制限措置等について（諮問）

第2号議案 第一種区画漁業権の海区漁場計画の案について（諮問）

第3号議案 公聴会の日時及び場所の決定について

6 委員会の経過

前川事務局長

それでは、定刻になりましたので、会長から開会をしていただき、併せて御挨拶を
お願いいたします。

大井会長

委員の皆様方、ご苦勞様でございます。

ただ今より、第425回の岩手海区漁業調整委員会を開催をいたします。開催に当たり
まして、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、御多忙中のところ御出席をいただきありがとうございます。また、

県からは関係職員に出席をいただき、ご苦勞様でございます。

さて、本日の審議いただく議案でございますが、「知事許可漁業の制限措置等」及び「第一種区画漁業権の海区漁場計画の案」の2件の諮問と、「公聴会の日時及び場所の決定」についての1件でございます。よろしく御審議のほど、お願いを申し上げまして、開会に当たりましての挨拶といたします。大変ご苦勞さまでございます。

前川事務局長

どうもありがとうございました。それでは、これからの議事進行につきましては、会長をお願いいたします。

大井会長

それでは、早速ではございますが議事に入りますが、その前に出席委員を確認させていただきます。本日は、金澤秀男委員、斎藤千加子委員、菅野信弘委員、八木橋美紀委員の4名が欠席でございますが、11名の委員に出席をいただいておりますので、会議は成立をいたします。

次に、議事録署名委員についてでございますが、岩手海区漁業調整委員会会議規程第8条第2項の規定により、私から指名させていただきます。議事録署名委員といたしまして、梶健一郎委員と平井俊朗委員、お二人をお願いをいたします。よろしく申し上げます。

大井会長

それでは、第1号議案でございます。「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

前川事務局長

はい、それでは、第1号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備願います。第1号議案「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」。要旨、岩手県知事から、岩手県漁業調整規則（令和2年岩手県規則第66号）第4条第1項各号に掲げる知事許可漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び同規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置を定めるに当たり、同法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

初めに、本議案に関連します法令の内容について御説明をいたしますので、資料の10ページを御覧願います。漁業法の抜粋をお示しておりますが、第42条第1項において、都道府県知事は、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類その他の規則で定める事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならないこと、また、第3項では、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないことが規定されております。

併せてページを戻っていただきまして、8ページと9ページに岩手県漁業調整規則の抜粋をお示ししております。まず8ページの第4条第1項において、知事の許可を要する漁業について規定されておりますが、今般の諮問の対象となります漁業につきましては、ゴシックで下線を引いている箇所、一つは第2号のなまこ漁業、もう一つは第6号の固定式刺し網漁業の併せて二つの漁業になります。第11条第1項では、先ほど御説明しました漁業法第42条第1項の内容を一部補足する形で、第1号の漁業種類から9ページに移りまして第6号の漁業者の資格まで制限措置として定めるべき事項が具体的に規定されてございます。

それでは、知事からの諮問の内容につきまして御説明いたしますので、1ページを御覧願います。令和3年5月13日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」となっております。その後の本文の内容につきましては、先ほど御説明いたしました諮問の根拠となる岩手県漁業調整規則及び漁業法の関係条項が記載され、結びに「貴委員会の意見を求めます。」となっております。

なお、制限措置等の内容につきましては、2ページ以降に添付されておりますので、詳細につきましては水産振興課阿部漁業調整課長から御説明をお願いします。

阿部漁業調整課長

それでは、知事許可漁業の制限措置等について御説明させていただきますので、お手元の資料6ページを御覧願います。

まず1番目の趣旨を御覧ください。改正漁業法、昨年12月1日に施行されておりました、知事による漁業許可の新たな事務手続きとしまして、許可する際は、あらかじめ許可する数等の制限措置等を公示して申請を募集することになっております。今回の諮問は、更新時期を迎える知事許可漁業の制限措置等を定めることをお諮りするものでございます。

2番目の制限措置を御覧ください。これまで、知事許可漁業の許可は県が策定しました許可等の取扱方針、これを根拠として手続きを行っておりましたが、法改正によりまして、取扱方針の一部を新たに制限措置として定めることになりました。具体的には、表中の網かけ部分になりますが、許可又は起業の許可を認可すべき船舶等、漁業者の数でありまして、後はそのほか、漁業者の資格、漁業種類、船舶の総トン数、操業区域、漁業時期が該当するものでございます。

続きまして、資料をおめくりいただいて7ページを御覧願います。今回の対象漁業を御覧ください。今回、対象となる漁業種類は、なまこ漁業と固定式刺し網漁業の二つでございますが、許可申請を募集するに当たりまして特に重要となる許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、いわゆる許可枠というものでございます。こちらの考え方を説明します。

まず、(1)のなまこ漁業です。今回許可を募集するなまこ漁業は、共同漁業権の区域

内において、栽培漁業のための種苗生産に使うなまこの親個体の親ですね、これを採捕するための漁業となっております、なまこの種苗生産を実施している業界団体の意見を踏まえて、要望が1となりましたので、その数を公示するものでございます。

続きまして、(2)の固定式刺し網漁業でございます。許可数は、法改正前の令和2年11月30日現在を基準としまして、要望調査と業界団体の意見を踏まえまして、今回、制限措置として4地区合計で312件の公示を考えています。これは、現在の許可数318件に対して、要望312件ということで、要望数をそのまま公示しようとするものでございます。

それでは、2ページにお戻り願います。ここに今回、諮問する制限措置等の公示案を示しています。まず、なまこ漁業について、こちらは、なまこ漁業のうち繁殖期なまこ漁業という漁業種類になりますが、表に制限措置の内容を整理しておりまして、一番右側に先ほど御説明した許可枠1を示してございます。ページ下部の(2)には、許可申請の受付期間を示してございます。また、(3)には備考として、許可の条件、これを示してございます。

次に4ページを御覧願います。固定式刺し網漁業の制限措置等の内容でございます。一番右側に先ほどお示した地区別の許可枠を示してございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますよう、お願いします。

大井会長

ただ今、第1号議案につきまして事務局及び県から説明がございましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

大井会長

ございませんか。

大井会長

御意見等がなければ、第1号議案についてお諮りをいたします。第1号議案「知事許可漁業の制限措置等について」、異議のない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、異議ない旨、答申することに決定をいたします。

第1号議案終了

大井会長

それでは続きまして、第2号議案でございます。「第一種区画漁業権の海区漁場計画の案について(諮問)」を上程します。事務局から説明をお願いいたします。

前川事務局長

それでは、第2号議案について御説明いたしますので、青色の表紙の資料を御準備願います。第2号議案「第一種区画漁業権の海区漁場計画の案について（諮問）」。要旨、岩手県知事から、漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第4項の規定により、第一種区画漁業権の海区漁場計画の案について、当委員会の意見を求められているものでございます。

最初に、本議案に関連します法令の内容について御説明しますので、8ページを御覧願います。漁業法の抜粋をお示ししております。今般、県からの諮問は、「第一種区画漁業権の海区漁場計画の案について」でございますが、この第一種区画漁業につきましましては、第60条第4項第1号で、一定の区域内において石、瓦、竹、木その他の物を敷設して営む養殖業と定義されております。また、第62条第2項では、海区漁場計画で定めるべき事項として、第1号でイの漁場の位置及び区域からへの関係地区まで明示され、その他トとして、漁業権の設定に必要な事項として、具体的に規定されております。更に、第63条第1項では、海区漁場計画の要件として、海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていることと規定されております。この海区漁場計画を作成する手続きにつきましては、次の第64条で順序立てて規定されておまして、県では、海区漁場計画の案について、同条第1項から次の9ページにまたがりませんが、第3項の規定に基づき、利害関係人の意見を聴き、計画の内容を検討するとともに、その結果を公表する手続きを踏んだ上で作成することとなっております。その作成された海区漁場計画の案について、今般、ゴシックで下線を引いている箇所になりますが、第4項の規定に基づいて、県から当委員会の意見を求める諮問書が提出されているものでございます。

なお、第5項につきましては、今後の手続きとなりますが、本日の第3号議案とも関連します公聴会に係る規定となっております。当委員会では、県から諮問のあった海区漁場計画の案に対して意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、利害関係人の意見を聴かなければならない規定となっております。

このような手続きを踏んで海区漁場計画が作成され、最終的に漁業権が免許されることとなりますが、今般の第一種区画漁業権の免許における具体的な手続き状況と今後の予定について、県からの諮問書の資料の中でスケジュールが整理されておりますので、恐れ入りますが7ページをお開き願います。先ほど御説明した漁業法の規定に基づいて、3月から4月にかけて海区漁場計画の素案についてパブリックコメントにより広く意見聴取が行われております。また、公益上の支障についても港湾管理者や海上保安部との協議を整えた上で、海区漁場計画の案が作成され、表の中ほど、太線で囲んでいる部分となりますが、本日の委員会で諮問された海区漁場計画の案を審議する流れとなっております。それ以降については、今後の予定となりますが、本日の第3号議案で御審議

いただいて最終決定するものではございますが、6月の11日を候補といたしまして利害関係人から意見を聴取する公聴会を開催し、公聴会后直ちに委員会を開催して、海区漁場計画の案について御審議のうえ、答申する予定としてございます。その後は、6月下旬を目途に海区漁場計画が公示され、この公示に基づき免許申請が行われ、9月上旬を目途に申請者の適格性等に係る県からの諮問を委員会で審議・答申して、10月1日を漁業権の免許予定日としているものでございます。

それでは、知事からの諮問の内容につきまして御説明いたします。1ページを御覧願います。令和3年4月27日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は「第一種区画漁業権の海区漁場計画の案について（諮問）」。本文は、「このことについて別添のとおり作成したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第4項の規定により、貴委員会の意見を求めます。」となっております。2ページ以降に海区漁場計画の案、それから別冊で計画案の漁場図が示されております。

具体的な内容につきましては、水産振興課の阿部漁業調整課長から御説明をお願いいたしますが、委員の皆様には、県の諮問内容をもって公聴会のための縦覧資料として良いかを御審議いただくものとなっております。それでは、阿部漁業調整課長、よろしく申し上げます。

阿部漁業調整課長

はい、それでは第一種区画漁業権の海区漁場計画の案について、御説明させていただきます。今回、諮問の内容でございますが、久慈、宮古、大槌、この3地区におけるさけます養殖等に係る漁場計画の案をお諮りするものでございます。

まず、資料6ページを御覧願います。まず今回お諮りする漁場計画の案でございますが、1番の作成経緯を説明いたします。(1)に記載しましたとおり、令和2年12月1日付けで改正漁業法が施行されまして、免許期間中の漁業権の変更、いわゆる途中免許と言われるものでございますが、この考え方が変更されてございます。具体的には、表の左側のとおり、これまでは天変地異など真にやむを得ない場合にその途中免許が限られておりました。今の第一種区画漁業権の免許期間5年でございまして、現行免許は平成30年度に更新しておりますので、これまでのルールでは令和5年度に一斉に更新時期を迎えることとなります。一方で、表の右側にありますとおり、法改正により、海面の総合的な利用、漁場利用高度化のための見直しも重要ということにされまして、これまでに比べ、柔軟に途中免許が可能となったところでございます。

続きまして(2)でございます。昨年度に途中免許の要望調査を実施しましたところ、現在、さけます養殖の試験養殖を実施しております、久慈市漁協、宮古漁協、後は、新おおつち漁協から要望があったところでございます。3漁協からの要望は表にありますとおりでございまして、この要望を基に今回お諮りする漁場計画の案を作成しております。

内容を具体的なところを見ますと、久慈市漁協ではさけます養殖漁場を新設いたしまして、漁協自らが養殖する計画になってございます。次に、宮古漁協では、既存のわかめ、ほたてがい等の養殖漁場を分割しまして、その一部をさけます養殖漁場に変更し、漁協自らが養殖する計画になってございます。次に、新おおつち漁協では、既存のわかめ、かき等の養殖漁場の一部をさけます養殖漁場に変更しまして、漁協の管理の下で組合員が養殖する計画となっております。

次に(3)でございます。パブリックコメントの実施ということで、県は、漁場計画の素案を広く意見聴取するためにインターネット等を通じましてパブリックコメントを実施しましたが、意見等は寄せられませんでした、その結果を4月21日に公表したところでございます。

次に(4)港湾管理者等及び海上保安部との調整についてでございます。県では、漁場計画の素案につきまして、港湾の利用あるいは、船舶の航行に支障がないか関係機関と協議を実施しまして、意見ないということを確認してございます。

これらの手続きを経まして、今回お諮りする第一種区画漁業権の海区漁場計画の案を作成したところでございます。続きまして7ページを御覧ください。先ほど事務局長からも御説明ありましたが、今後のスケジュール案を示してございます。

本日、5月19日に海区漁場計画の案について御審議いただきまして、次の議題であります公聴会の開催を経て6月11日に答申をいただき、6月下旬頃、海区漁場計画を決定、公示を予定してございます。免許の申請期間は、7月1日から8月10日までを予定してございます。申請後、免許に関する諮問、答申を経まして、10月1日の漁業権免許を予定しております。

後はその資料の構成でございますが、2ページから5ページまでに漁場計画の案として、それぞれの漁場の位置、区域、漁業の種類と漁業時期、存続期間、個別漁業権又は団体漁業権の別、関係地区、条件を示してございます。なお、この海区漁場計画の案は、公示する際の形式で資料を整備してございます。

また別冊といたしまして今回の漁場計画の案に係る漁場図を示してございます。それぞれの3漁場毎の漁場図を整備してございます。図面の赤枠、赤文字で漁場名を示している箇所が今回の途中免許の対象漁場ということになります。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

大井会長

ただ今、第2号議案について、事務局及び県から説明がございましたが、これにつきまして委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

大井会長

よろしいですか。

(平井委員、挙手)

大井会長

はい、どうぞ。

平井委員

この3地区はですね、2期にわたって試験をずっとやっておられて、準備もきちんと整っているのだと承知しているのですけれども、今、御提示いただいたですね、計画案ですね、これが縦覧されるものだというふうに承知しておるのですけれども、これまでの試験要領ですね、これと今回の諮問との関係というのはどうということになるのでしょうか。今ですね、せっかく2期にわたって試験をして問題ないという結果を得られている訳ですから、その部分というのを縦覧の資料に試験をやってこういうふうな結論を得ているというので問題ないというような流れかなと思ったのですが、その部分というのは示されなくてよろしいのでしょうか。

(阿部漁業調整課長、挙手)

大井会長

はい、どうぞ。

阿部漁業調整課長

先ほどの漁場計画案に対するこれまでの知見の成果の反映という御質問でございました。委員おっしゃるとおり、これまでの試験の成果というのはですね、各漁協さんの方に漁場計画要望を県の方から示させていただきまして、その要望書の中に参考資料として計画書を御提出いただいています。

その計画の中にこれまでの試験を踏まえまして、今後の採算見通し等を含めた形での資料は県の方には提出いただいております。その審査の過程で、県の方でそれは事業性の可能性、見通しありということ判断して、今回、漁場計画案に反映させていただいていますが、その詳細な採算見通し等の資料については、今回お示しはしていないというふうな状況でございます。

平井委員

細かい情報は、たぶんいろいろ差し障りがあると思うので、出さない方でいいのですが、結論ですね、概要と結論で、こういう試験で問題がないということは、この後の議題になってます公聴会で、広くみなさんに御理解いただくという形をとるのだと思うのですけれども、その時に前段階の準備として、こういう手続きをちゃんと踏んでいるということは、示さなくてもよろしいのでしょうか。

(阿部漁業調整課長、挙手)

大井会長

はい、どうぞ。

阿部漁業調整課長

結論から申せばその必要はなしということで判断しております。というのは、今回漁場計画要望を行って、その採算性を見通し、その経営判断で事業化したいという、

要望書の意向を最重視しておりまして、今回それとは別に、今回さけます養殖については養殖試験をやっていたので、その養殖の成果を県としても共有させていただきながら採算可能性を審査、要望書と一緒に協議させていただいているという状況でございます。

平井委員

分かりました。ありがとうございます。

大井会長

よろしいでしょうか。はい、それでは、ほかございませんか。

(「ありません」の声)

大井会長

はい、御質問等なければ第2号議案につきましてお諮りをいたします。第2号議案「第一種区画漁業権の海区漁場計画の案について」の諮問案をもって、公聴会のための縦覧資料とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、諮問案を公聴会のための縦覧資料とすることに決定をいたします。

第2号議案終了

大井会長

それでは続きまして、第3号議案でございます。「公聴会の日時及び場所の決定について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

前川事務局長

はい、それでは第3号議案について御説明いたしますので、黄色の表紙の資料を御準備願います。第3号議案「公聴会の日時及び場所の決定について」。要旨、漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第5項の規定により、公聴会の日時及び場所を決定しようとするものでございます。

先ほど知事から諮問され、御審議いただきました第2号議案について、後日、答申するに当たりまして、委員会が主催する公聴会を開く必要がございます。そのために公聴会の日時等を決定いたしまして、公示をしようとするものでございます。

最初に4ページをお開き願います。漁業法の抜粋をお示ししてございますが、先ほどの第2号議案でも今後の手続きとして簡単に御説明いたしました公聴会の開催につきまして、その開催に係る根拠として漁業法の第64条第5項、下線部分になりますが、「海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければ

ならない。」と規定されてございます。

次に2ページを御覧いただきたいと思っております。公聴会の手続きに関し必要な事項を定めた岩手海区漁業調整委員会が行う公聴会の手続きに関する規程でございます。太字で表示している所を読み上げます。第2条、委員会において、公聴会を開催しようとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。第4条、委員会は、公聴会を開こうとするときは、その期日の5日前までに、公聴会の日時、場所及び意見を聴こうとする案件を公示するものとする。第6条、公聴会における公述人の範囲は、次に掲げる者とする。第1号、漁業権者、第2号、入漁権者、第3号、漁業権漁業の経営者、第4号、漁業協同組合関係者、第5号、その他利害関係を有するものと認められる者と規定されておりまして、この各条の規定と漁業法第64条第5項の規定に基づき、10月1日免許に向けた今後のスケジュールを勘案しまして、公聴会の開催日時等の案を作成したところでございます。

この公聴会につきましては、下線を引いた所になりますけれども、あらかじめ御承知願いたいことがございます。まず、第3条、委員会は、公聴会においては討論及び表決を行わないこと。第8条、公聴会は、委員会の会長が主宰すること。第10条、公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならないこと。第11条、委員会の委員は、公述人に対して質疑することができる。ただし、公述人は委員に質疑することはできないこととなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、1ページをお開き願います。公聴会の日時等の公示案を御説明いたします。読み上げます。岩手海区漁業調整委員会公示第号、漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第5項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。公示日につきましては、本日御承認いただければ、令和3年5月28日を予定しております。会長名でお出しいたします。1の公聴会の日時及び場所でございますが、令和3年6月11日金曜日午後1時30分から、岩手県水産会館5階大会議室としてございます。2の公聴会において意見を聴こうとする案件につきましては、県から諮問のございました海区漁場計画の案について。その海区漁場計画の案の縦覧場所については、3として、(1)沿岸各市役所及び町村役場、(2)広域振興局の水産部及び水産部水産振興センター、(3)岩手海区漁業調整委員会事務局としてございます。

以上が、公聴会の開催に係る公示案でございます。なお、この公示案につきましては、県報掲載に当たって、今後、県の法規担当と協議いたします関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては事務局に御一任くださるようお願いいたします。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

大井会長

はい、ただ今、第3号議案につきまして事務局から説明がございましたが、これにつきまして委員の皆様から、御意見、御質問等があれば御発言をいただきたいと思っております。

大井会長

ございませんか。

(「ありません」の声)

大井会長

御意見等がなければ、第3号議案につきましてお諮りをいたします。第3号議案「公聴会の日時及び場所の決定について」、原案のとおり公聴会を開催することに決定してよろしいか、賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案のとおり公聴会を開催することに決定をいたします。ありがとうございました。

第3号議案終了

大井会長

それでは、次にその他に移ります。委員の皆様方から委員会で共有したい情報など、ございませんか。

藏委員

はい。

大井会長

はい、どうぞ。

藏委員

底はえ縄の件についてちょっとお伺いいたしたい。県の方からも、この前、浜に行ってお会いしたと思います。その話を私の所に来ていろいろ聴きましたが、まだ何も縄のことについて結論が出なかったでしょう。どうでした。あのですね、このたらはえ縄について、久慈の漁師の方とおら方のあの種市の漁師の方とで又は八戸の漁業団体と、折り合いはつかないということで、いるのですよ。私はこの前もちょっと委員会でもしゃべりましたけれども、県も、又は委員会も、あまり関係する問題ではないと思うのです。というのは、たらはえ縄が始まった時に、漁業者と八戸の漁業団体が協議して、いろいろと決め事をして、操業にかかったと思うのですよ。その時にいろいろと、このなべの問題については、大井会長さんもいろいろ御苦労をしたのです。私もちょっと相談に乗ってあれしたのだけれども。そういうふうに委員会も大井会長さんも、又は県も努力して、漁業者の中に入って決めてくれたことなのですよ。それが何で今になってまだ解決がつかないかという、漁業者が自分達がこういうルールで操業しますよということで決めて操業にかかったことに対して、その自分達が決めたことを守っていないのですよ。それが原因だと思うのです。ですから、本当に何でそういうこの自分達がそれで生業としているものについて、しっかりと話し合いをして操業したものに

大井会長

はい、どうぞ。

阿部漁業調整課長

はい、御意見を踏まえまして早期解決が図られるよう、県としても青森県とも連携しますし、後は水産庁の漁業調整課も間に入っていたいましたので、その水産庁とも連携しながら、調整に努めて参りたいと思います。

藏委員

分かりました。一つあの、骨を折ってください。いつまでもこうして長くだらだらだらだらやっても大変だと思いますので、よろしくをお願いします。

あと一点、お願いしたいと思うのですが、今20トン未満の小型船は、いろいろ魚が獲れなくなって、また底物もそれ以上にそのとおりですし、大変になっているのですが、何人かさめ縄をやりたいという漁業者が、今、私の所に、海区に話をしてくれませんかということに来ていますが、さめ縄をやるのは、20トン未満の船は許可制でしょ。どうですか、許可がなければだめでしょ。それでね、まず、許可制、許可を出して、さめ縄をやるとした時に、まぐろがたまに付くことがあるのです。それが、今まぐろが非常に上からいろいろ厳しいから、あれだけけれども、混獲が認められるかどうかということなのです。よろしくをお願いします。

(阿部漁業調整課長、挙手)

大井会長

はい、どうぞ。

阿部漁業調整課長

混獲というのはまず、沿岸まぐろはえ縄漁業に対してのまぐろの漁獲ということでしたよね。

藏委員

はい。

阿部漁業調整課長

沿岸まぐろはえ縄の漁業というのは、大臣の届出漁業でございます。大臣の届出のほかにもまぐろを漁獲する際には、広域漁業調整委員会、この岩手県の漁業調整委員会ではなくて、広域のその漁業調整委員会の承認というのが必要になります。だから、大臣届出と広域漁業調整委員会の承認のダブルで手続きをします。後はその、そういう届出なり、広域漁業調整委員会のその承認を取らないままのまぐろの混獲ということなのですが、まずこれ岩手県知事のまぐろTAC魚種になりますので、TACの割り当て量があり、その枠の中での管理ということになります。その混獲の場合は、1回だけは混獲として認められるのですが（「原則として漁獲は認められていないが、間違っちゃってしまった場合で死んでしまったものをやむを得ず水揚げする場合」という趣旨）、2回

とか3回となると、混獲には認められませんので、いずれ大臣届出と広域漁業調整委員会の承認がなければ獲れないということになります。

藏委員

はい、分かりました。全体でもね、そんなに船の数が多くはないと思うのです。ですから、それが見通しがついた時に、さめの縄をやっているうちにまぐろがかかった時にそれを認められなければ大変だなということですね、話がきたったものですから、それでまあ無理してお知らせしなければならないと思いますので。また、いろいろと御相談しなければならないと思いますのでその時は一つ指導してください、よろしくお願いします。以上です。どうもありがとうございます。

大井会長

いいですか。

藏委員

はい。

大井会長

さっき言ってるのは、なべ漁場のことを言ってるのすか。

藏委員

はい。

大井会長

あれは振り返ってみればさ、スタートの時は俺が解決した、両県の県境の問題だからね。

藏委員

はい。

大井会長

あれはちゃんと解決したつもりなんだども、なんか、こっちの漁業者のエゴでもって何かごちゃごちゃしているっていうのを俺、聴いたったんだけど。だから、ちゃんと県の方で、向こうの青森とこっちと、ちゃんと話し合いをつけて解決する問題だからね、って俺、しゃべっておいたから。何か勝手なことをしゃべって、あっちの許可ねえだの、どうのこうのって、やってるつつうのを俺も聞いているから。だから一方的なことばかり聴いて話されたら困る訳だからね。両方のこれは問題だから。

ちゃんとなべ漁場の県境のことは、解決済みなはずだから。まあそう理解してくれば。

藏委員

そういうふうになっているのをね、今さら、どうしているのだかと思ってね。分かりました。

大井会長

だから、正しいことでもねえことを聴いたりなんだりしてしゃべられると困っからさ。

それにはきちっとね、あれして貰わねばおめさん、海区調整委員なんだから。公正な立場でやらねばならないんだから。分かりましたか。

藏委員

はい、分かりました。

大井会長

はい。ほか、御意見ございませんか。

(「ありません」の声)

大井会長

はい、それでは県の方から何かございますか。

阿部漁業調整課長

ございません。

大井会長

それでは、事務局から何かございますか。

前川事務局長

はい、それでは、事務局から御連絡いたします。先ほど、御決定いただきました公聴会の日時等に基づきまして、公聴会を6月11日金曜日、午後1時30分から本日よりこの会場になりますが、岩手県水産会館5階大会議室で開催をいたします。

また、その公聴会の終了後、同じ会場で第426回海区委員会を開催いたします。議題は、本日の第一種区画漁業権の海区漁場計画案の諮問に対する答申のほか、くろまぐろ、さば等の漁獲可能量に関する県からの諮問事項等を予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、委員会では、本日、第2号議案で使用しました議案書、この青色の表紙の議案書と別冊の漁場図、この資料を再度使用する予定としてございますので、誠に申し訳ございませんが、次回の委員会の際に御持参いただきたいと存じます。よろしくお願いをいたします。事務局からは、以上でございます。

大井会長

それでは、以上を持ちまして、本日の日程はすべて終了いたしましたので、これにて委員会を閉会といたします。皆様方、大変御苦勞様でございました。ありがとうございます。

終了 (午後2時23分)
